

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により知事から財政援助団体等監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により措置の内容を次のとおり公表する。

令和 5 年 3 月 27 日

岐阜県監査委員	林	幸 広
岐阜県監査委員	国 枝	慎太郎
岐阜県監査委員	鈴 土	靖
岐阜県監査委員	長 縄	直 子
岐阜県監査委員	南	圭 一

1 令和4年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の状況

(単位：件)

区 分		監査結果	措置済	今回措置を 講じたもの*	未措置	
		A	B	C	A-B-C	
団 体	指摘事項	出資・出捐 ^{えん} 団体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	3	0	0	3
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
	計		3	0	0	3
	指導事項	出資・出捐団体	10	0	1	9
		補助金等交付団体	1	0	0	1
		指 定 管 理 者	1	0	0	1
	計		12	0	1	11
	検討事項	出資・出捐団体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	0	—	—	—
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
	計		0	—	—	—
所 管 機 関	指摘事項	出資・出捐団体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	1	0	0	1
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
	計		1	0	0	1
	指導事項	出資・出捐団体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	2	0	0	2
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
	計		2	0	0	2
	検討事項	出資・出捐団体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	0	—	—	—
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
	計		0	—	—	—
合 計		18	0	1	17	

※「今回措置を講じたもの」については、令和5年3月15日に知事から通知があったもの

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・指摘事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・指導事項：是正又は改善を求める事項
- ・検討事項：所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項

2 財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

(1) 団体監査結果（指導事項）に基づき講じた措置

出資・出捐団体

団体名	所管機関名	監査結果	講じた措置
社会福祉法人 岐阜県福祉事業団	健康福祉政 策課	令和3年度の決算において、退職給付引当金に係る期末所要額を計上するに当たり、当該金額の入力を誤ったことにより、退職給付引当金が18,000円過少に計上されていたので、今後は適正に処理されたい。	指導事項について当該法人に対応を求めたところ、以下のとおり報告を受け、確認した。 決算書のうち退職給付引当金に係る表記に誤りが生じたことについて、令和4年度決算時は修正するとともに、今後は、複数職員による確認を徹底し再発防止に努める。